（都市環境政策室並びに都市政策企画官、都市政策調査官及び都市再構築企画官）

第四十五条　（略）

2～4　（略）

5　都市政策調査官は、命を受けて、都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

6　（略）

（企画官、住宅企画調整官、住生活サービス産業振興官、住宅活用調整官及び民間事業支援調整官）

第七十四条　総務課に、企画官、住宅企画調整官、住生活サービス産業振興官、住宅活用調整官及び民間事業支援調整官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

（削る）

2・3　（略）

（都市環境政策室並びに都市政策企画官、都市政策調査官及び都市再構築企画官）

第四十五条　（略）

2～4　（略）

5　都市政策調査官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項に係るものに関する事務をつかさどる。

一　都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に必要な調査に関すること。

二　首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。

三　筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の規定による大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備及び開発に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

六　大都市の機能の改善を図る観点からの、琵琶湖の総合的な保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七　首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況の国会に対する報告並びにその概要の公表並びに近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する状況の公表に関すること。

6　（略）

（住宅金融室及び民間事業支援調整室並びに企画官及び住宅企画調整官）

第七十四条　総務課に、住宅金融室及び民間事業支援調整室並びに企画官及び住宅企画調整官それぞれ一人を置く。

2　住宅金融室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅金融に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　住宅資金の貸付債権の証券化に関すること。

三　独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

四　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関すること。

3　住宅金融室に、室長を置く。

4　民間事業支援調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅局の所掌事務に関する民間事業者の支援に係る施策の調整に関すること（住宅金融室の所掌に属するものを除く。）。

二　独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること（都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く。）。

5　民間事業支援調整室に、室長を置く。

6・7　（略）